働くには、最低賃金チェックざんす。

富山県最低賃金

時間額 **746円**

18円UP

平成27年10月1日から

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。
使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

●厚生労働省ホームページアドレス　http://www.mhlw.go.jp/
●最低賃金に関する特設サイト　http://www.saiteichingin.info/
●パソコンでも最低賃金がチェックできます! 最低賃金制度 検索

WEBでチェック!

最低賃金に関するお問い合わせは富山労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省 Ministry of Health Labour and Welfare

赤塚不二夫生誕80周年記念作品
おそ松さん

©赤塚不二夫／おそ松さん製作委員会

必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは？

POINT

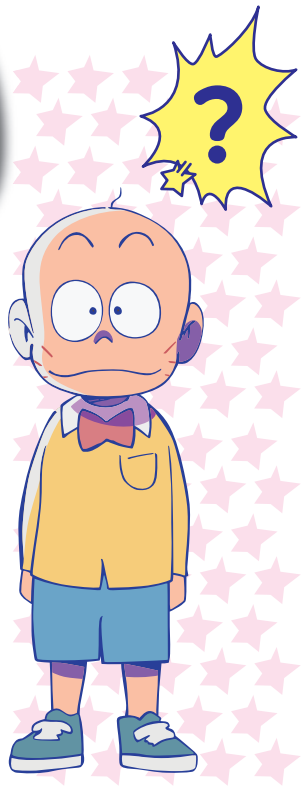

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、**すべての労働者**が対象となる制度です。 なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの チェック方法は？

POINT

チェックしたい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較します。(※2)

(1) 時間給の場合
　時間給 ≧ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合
　日給÷1日の平均所定労働時間（時間額に換算）≧ 最低賃金額（時間額）

(3) 月給の場合
　月給÷1か月の平均所定労働時間（時間額に換算）≧ 最低賃金額（時間額）

(4) 上記（1）、（2）、（3）が組み合わさっている場合
　例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当など）が月給の場合は、
　① 基本給（日給）→（2）の計算で時間額を出す
　② 各手当（月給）→（3）の計算で時間額を出す
　③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、
日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額（日額）

あなたの賃金は？
スマホ、携帯で調べよう！

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（H27.9）